

再審法改正の促進を国に求める意見書

昨年9月26日、無実を訴え続けてきた袴田巖さんが、再審でようやく無罪判決を勝ち取りました。再審請求を始めてから43年以上かかったこととなります。

同年10月23日には福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから28年がかかりました。

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段です。しかし、再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しようなない歳月を人生から刻み取られた果てに、無実になったとして、十分な救済と言えるのでしょうか。

昨年3月に誕生した超党派の国会議員連盟は、加入者が全議員の半数を超え、議員立法による速やかな法改正を視野に入れ活動しています。

また、全国で520を超える市区町村議会、多摩地域でも14市町村が国に対する意見書を採択しています。

冤罪被害者の一刻も早い救済のために、速やかに再審法を改正する必要があり、次の事項について実現を求めます。

1. 再審のためのすべての証拠を開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止を含む見直しをすること。
3. 再審における手続きを整備すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和7年3月21日

日 野 市 議 会